

農林水産省からのお知らせ

平成 22 年 3 月 30 日、食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました！

新たな「食料・農業・農村基本計画」の概要は以下のとおりです。

平成 22 年 3 月 30 日、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。基本計画は、「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年 7 月制定）に基づき、今後 10 年程度を見通して、食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針等を定めたものです。同計画はおおむね 5 年ごとに変更することとされており、今回は 3 回目の策定となります。

我が国の農業・農村は、農業所得の減少、就業者の減少・高齢化、農地の荒廃など、深刻な状況にあります。一方で、農業・農村は、食料の供給のみならず、国土の保全、水源のかん養、美しい景観や伝統文化の継承、多様な生物の住処の提供など、お金で買うことのできない固有の価値を有しています。これらを将来世代に継承していくために、新たな基本計画では、国民一人一人の理解と行動の下、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指すことが必要と宣言しています。

農業・農村を支えることで得られる「3つの安心」(例)



農業・農村を支える「絆」が都市を含む国民全体の様々な安心をもたらす

具体的には、①「戸別所得補償制度」の導入により、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備すること、②農業と第 2 次・第 3 次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農業・農村の 6 次産業化」を推進し、農山漁村に雇用と所得を確保すること、③「後始末よりも未然防止」の考え方を基本とし、生産から消費までの各段階における取組の拡大を進め、国産農林水産物や食品の安全性の向上を図り、消費者の食に対する信頼を確保すること、④これらを基本に、各般の施策を一体的に推進することにより食料自給率 50 % の達成を目指すこととしています。

食料自給率の向上、農村の活性化をはじめとする様々な課題を乗り越えていくためには、行政の努力はもちろん、消費者、生産者、事業者といった国民の皆様一人一人の理解と行動が重要となります。基本計画の全文は、農林水産省ホームページに掲載していますので、御一読いただければ幸いです。